

1. 制定の趣旨

(1) 発電所の常時監視・制御の遠隔化の導入について

汽力発電所及び定格出力 1 万 kW 以上のガスタービン発電所は、異常時に確実な早期発見・制御が必要とされることから、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）第 46 条第 1 項において、発電所又は発電所構内において発電所の運転に必要な知識及び技能を有する技術員の常時監視・制御が求められている。

近年、IoT 技術等の進展や活用により、発電所構外からの遠隔での常時監視・制御が技術的に可能となるとともに、保守・管理の高度化も期待される所。

今般、一定の留意事項の下で、異常時の制御・停止等の安全確保も含めた常時監視・制御の遠隔化は導入可能との当省の検討を踏まえ、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（第 24 回）に諮ったところ、同意する旨結論が得られたことから改正を行うものである。

(2) 発電用太陽電池設備に関する技術基準について

現在、太陽電池発電設備に関する技術基準については、電技省令及び「電気設備の技術基準の解釈」（20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。）にて規定されている所。

近年、太陽電池発電設備の増加や設置形態が多様化していること等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準を制定するものである。

2. 「電気設備に関する技術基準を定める省令を一部改正する省令案」、「電気設備の技術基準の解釈を一部改正する規程案」及び「汽力及び大型ガスタービン発電所における遠隔常時監視制御導入の手引き案」の概要

汽力発電所及び定格出力 1 万 kW 以上のガスタービン発電所の常時監視・制御の遠隔化の導入が可能となるよう、確実な常時監視及び異常時の安全・確実な制御・停止措置が行える発電所の場合、同一構内等での常時監視を求めない旨を電技省令に追記する。あわせて、電技解釈において具体的な技術的要件を定めるほか、手引きにおいて遠隔常時監視制御等の定義、遠隔常時監視制御の導入に当たっての条件・留意事項、行政手続き等を明確化する。

その他、電技解釈について、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令制定等に伴う所要の改正を行う。

3. 「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令案」及び「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈案」の概要

発電用太陽電池設備が満たすべき技術的な要件を発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令において規定する。具体的には、太陽電池発電設備の施設にあたって、人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれがないように施設することを規定するほか、公害の発生や土砂流出等の防止を規定するとともに、太陽電池モジュールを支持する工作物の構造等について、各種荷重に対して安定であることや使用する材料の品質など、満たすべき技術的要件を規定する。あわせて、省令で定める要件の具体的な仕様等を発電用太陽電池設備の技術基準の解釈案で定める。

4. 「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」の概要

電気事業法第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断基準として、新たに制定する発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈を用いることを規定する。

その他、所要の改正を行う。

5. 今後のスケジュール

令和3年1月～2月	パブリックコメント
令和3年3月	公布
令和3年4月1日	施行（予定）